

いつもお世話になっております。4月に入ると、歓迎会やお花見のシーズンです。そこで今回は会社が支出する『飲食費』について、その内容ごとに税務上の取扱いを確認し、平成18年度税制改正で創設された「1人当たり5,000円以下の飲食費を交際費から除外できる」の内容と詳しい事例をご紹介します。そして最後に、社長さん(経営者)の私的な飲食費として役員賞与と認定されるおそれのある事例についてご紹介いたします。



飲食費のあれこれ

まずは、飲食費について『会議費』と『福利厚生費』と『交際費』の区別は？

みなさんもよくご存知かと思いますが、ご質問いただくことも多いところですので、もう一度基本的な内容を確認しておきましょう。

会議費となる飲食費とは

昼食程度なので、おおよそ3,000円くらい
(税法上、金額は明示されていません)

会議の実体があること

社内又は通常会議を行う場所で、通常供与される昼食程度の飲食費

会議費

➡ 上記の要件を満たすものは、『会議費』として税務上も全額損金になります。



会議費とは、文字通り会議や打合せに伴う昼食程度の飲食費であって、金額がおおよそ3000円以下だから、『会議費』というわけではありません。会議の実体があれば、交際費等となります。

会議の実体を明確にするために、スケジュール・日時・相手・飲食の金額等を記載した社内文書を用意することも一つの証明手段になります。

福利厚生費となる飲食費とは

社内行事に際して、従業員におおむね一律に提供する飲食費

世間並みの飲食であること

福利厚生費

➡ 上記の要件を満たすものは、『福利厚生費』として税務上も全額損金になります。



忘年会や歓送迎会などの社内行事での飲食費が福利厚生費になります。このほか、残業者に支給する夜食代も福利厚生費になります。しかし、常時支給する昼食等の費用は給与(役員なら役員報酬)となりますのでご注意ください。

交際費となる飲食費とは

事業に関係ある者等に対する接待、
供応、慰安のための飲食

上記の会議費や福利厚生費
に該当するものを除く

交際費

➡ 上記の要件を満たすものは、『交際費』として税務上、その一部は損金になりません。(損金にならない部分…交際費のうち400万円以下の部分の10%、400万円超の部分の全額)

※ 資本金1億円以下の法人の場合。なお、資本金1億円超の法人は金額にかかわらず、全額が損金になりません。

【具体例】～資本金1億円以下の法人～

① 交際費 100万円 ⇒ 損金にならない金額 100万円×10% = 10万円

② 交際費 500万円 ⇒ 損金にならない金額 400万円×10% + (500万円 - 400万円) = 140万円



交際費は、取引先との親睦を深め、取引を円滑にしたり、販路を拡大するために必要なものである一方、公正な取引を阻害したり、正常な価格形成を歪める恐れがあるので、規制がかかっています。



平成18年度税制改正では
交際費のうち「社外の者との1人当たり5,000円以下の飲食費」は、少額のため交際費から除外できる(⇒全額損金)という規定が新設されました。また施行から1年のうちに細かい事例が、国税庁や専門誌から出されています。

この規定を上手に利用すれば、節税になりますので、基本的な適用要件を確認してから、具体例を一問一答で見ていきましょう。

1人当たり5,000円以下の飲食費(5,000円基準)の適用要件

① 社外の者との飲食

5,000円基準は、社外の者との飲食に限られます。よって専ら役員・従業員・これらの親族に対する接待のために支出するものには適用できません(通常の交際費に該当)。

② 1人当たり5,000円以下の飲食費

飲食費の総額÷参加人数 ≤ 5,000円ならOK (例) 2万円÷4人 = 5,000円 → 交際費から除外
3万円÷4人 = 7,500円 → 交際費

③ 書類の保存 (裏面にサンプルを掲載)

次の事項を記載した書類の保存が必要です。

- ・ 飲食等のあった年月日
- ・ 飲食等に参加した得意先等の氏名又は名称及びその関係
- ・ 飲食等に参加した者の数
- ・ 飲食費の金額並びにその飲食店等の名称及びその所在地
- ・ その他参考となるべき事項

書類の保存をしないものは、従来通りの交際費として処理してください。また、相手先等を偽って記載し、損金処理したことが判明すれば、重加算税の対象となりますのでご注意ください。

5,000 円基準の一問一答

なかには、細かすぎるものやあまり関係ないものも含まれております。肩の力を抜いて読んでみてください。
まずは答えを見ずに、○×をつけてみるのもいいと思います。

問題	答え
次のケースで 5,000 円基準は適用できる？	○・・・適用できる ×・・・交際費
そもそも飲食費？	
得意先の展示会の開催等に際して、弁当の差入れのための「弁当代」は？	○ その場で飲食されるものだから ※飲食物の詰め合わせ(ギフトセット)を差入れするのは、中元・歳暮と同様に交際費となります。
ゴルフ・観劇・旅行等の催事に際しての飲食は？	× 催事(飲食でない接待)と一体的なものだから
取引先を接待するのに代えて、取引先だけで行った飲食代を肩代わりした場合は？	× 金銭の贈答となり、飲食費には該当しません。 食事券の贈答についても同様です。
2次会でカラオケボックスを利用したら？	? カラオケボックスでは飲食物も提供されるので、飲食費とも考えられますが、カラオケが目的となると飲食費に該当しないことになります。個々に判断するしかないようです・・・
社外の者との飲食？	
親(子)会社の役員等に対して接待したら？	○ 資本関係があっても、社外の者だから。関連会社への出向者でもOK、関連会社から当社への出向者は×
接待する相手方が1名で、当社から複数名参加するのは？	○ 接待のために必要ならOK
1人当たり 5,000 円以下の飲食費？	
1次会だけでなく、別の店で2次会を開いたら1軒ずつ 5,000 円基準を判定してもよい？	○ それぞれの店ごとに 5,000 円を判定
飲食店へ支払うサービス料・テーブルチャージ料は？	○ 飲食店へ直接支払うものだから
飲食店への送迎費(タクシー代等)は？	× 飲食店へ直接支払うものではないから
1人当たり税込 5,250 円となった飲食費は、5,000 円以下？(当社は消費税を税抜経理している)	○ 税抜経理なら税抜金額(5,000 円)で判定、 税込経理なら税込金額(5,250 円)で判定→×
1人当たり 5,000 円を超える部分を個人負担した場合は、5,000 円以下の部分は適用できる？	× あくまで、飲食費の総額÷人数≤5,000 円で判定するので超過分を個人負担しても、適用できません。
飲食店での飲食物の土産代を含めてもよい？(寿司屋の持ち帰り寿司など)	○ 土産も相応の時間内に飲食されるものだから 反対に、土産代まで含めると 5,000 円基準からオーバーしてしまう時は、2名で総額 12,000 円なら領収書に飲食費 10,000 円・土産代 2,000 円と明示されていれば飲食費のみ 5,000 円基準を適用することもできます。 ※土産がないのにあるようにみせるのはダメです
書類保存の要件は満たしている？	
別途書類を作るのが面倒なので、領収書や請求書に、参加人数・相手先会社名・参加者氏名を書き込んでおいても保存書類として認められる？	○ 法定の書式が規定されているわけではないので、領収書等に必要事項を記入し、記載事項がわかるものになっていれば、保存書類として認められます。
飲食に参加した相手方については、会社名だけでよい？	× 社外の者が誰なのか、会社名だけでなく個人の氏名が明確になっている必要があります。 “(株)○○ □□部○○氏、○○氏” 人数が多く把握できない場合は、“○○氏他10名”でOKです。

(5,000 円基準の保存書類のサンプル)

飲食費の明細

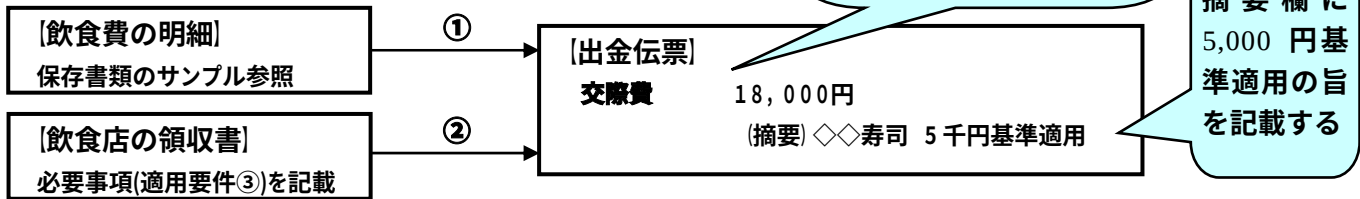
年月日	相手先		参加人数	費用総額	一人当たり金額	飲食店		その他参考事項
	名称	関係				名称	所在地	
H19.4.1	(株)○○ □□部○○氏、○○氏	得意先	4	18,000	4,500	◇◇寿司	福山市東深津町	
【合計】				800,000				

(5,000 円基準の経理方法)

以下の2パターンの経理方法があります。

パターン① 上記「飲食費の明細」に記録のうえ、「交際費」で処理する

パターン② 領収書に必要事項を記載し、「交際費」で処理する



※ 会計ソフトをご使用の会社は、あらかじめ科目の設定で、交際費の中を「通常分」と「5,000 円基準適用分」という補助科目に分けておくと、わかりやすいと思います。

社長の私的な飲食費となるおそれのある事例

社長さんが身内や部下のみと飲食した場合の飲食費が、「社長の私的な飲食費」として税務調査で役員賞与と認定されるおそれのあるケースをご紹介します。

もし役員賞与に認定されると、会社は損金にならず法人税をとられ、社長個人も役員賞与に対する所得税・住民税をとられるというひどい目にあわされてしまうので、気をつけてください(本税に加えて加算税や延滞税もかかります)。

もちろん、明らかに会社の業務上必要なもの(会議費・福利厚生費・交際費)は認められますが、頻度・程度によってグレーなもの(業務上必要なもの？私的なもの？)として目をつけられかねないので、あまり目立つことは避けるべきです。

想定される状況	税務調査での見られ方
社長とその奥さん(奥さんも役員)の二人(もしくは家族・親族だけ)で食事に行きました。	役員賞与と認定されるかも？
社長と従業員が二人で昼食に行きました。二人とも 700 円の日替わりランチを食べました。代金は社長が「おごってあげる」と社長が二人分を払いましたが、社長はこれを会議費で処理しました。	程度・頻度にもよるが、厳しい調査官なら、役員賞与と認定するかも？ 社長といえども自分の食事代は自己負担が原則ですし、「おごる」というのは本来、個人のポケットマネーでするものだから。
社長と従業員が二人で夕食に行きました。行った先は居酒屋です。代金は二人で 9,000 円でしたが、社長が「おごってあげる」と言って社長が二人分を払いました。社長は帰社後これを交際費で処理しました。	基本的には交際費として処理できるが、程度・頻度によっては、厳しい調査官なら、役員賞与と認定するかも？
社長がある政治家を夕食に招き、その代金は社長が負担し、領収書も会社名で作成してもらいました。ところが、政治家先生より、「選挙前で誤解を招きたくないので、貴社(＝当社)帳簿にも一切私の名前を残さないで欲しい」と懇願されました。	個人のポケットマネーか会社の使途不明金で処理する。 法人税法上は、支払先が明らかにできない支出は「使途秘匿金」として、加算税(40%)を取られることになります。

(最後に)

飲食費について交際費なのか否か、あるいは 5,000 円基準が適用できるのか否かの判断に迷うものもあるかと思いますが、その都度お気軽にご相談ください。
(文責 藤井義久)